

《別添資料》

一定以上所得者の負担割合の見直しについて

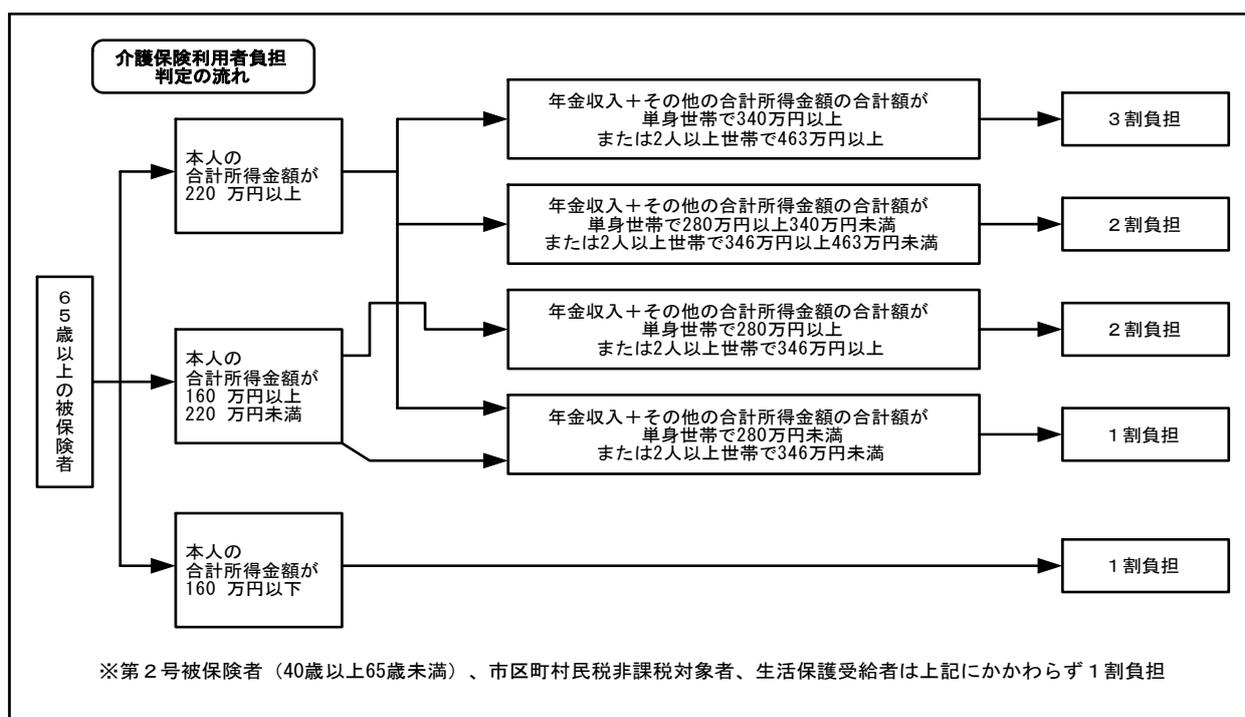
○介護保険の制度を維持する目的で、平成30年8月以降、65歳以上の介護サービス利用者（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある利用者は介護サービス費の2割または3割を負担することが国により定められました。

○3割負担となる利用者の基準は、65歳以上で、合計所得金額^{※1}が220万円以上。
ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{※2}」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担または1割負担となります。

○2割負担となる利用者の基準は、65歳以上で、合計所得金額が160万円以上220万円未満。
ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



○月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。2割負担・3割負担の該当者は、利用者負担が高額となりますので、市区町村にて高額介護サービス費の支給申請手続についてもご確認ください。

○要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。